

<施策1> 自転車通行空間の計画的な整備推進

利用促進

適正利用

安全で快適な自転車通行空間を計画的に創出する。

歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

1-1 自転車ネットワーク計画の策定

地域の自転車利用の実情や、交通事故発生状況等を踏まえ、自転車通行空間のネットワークを計画します。

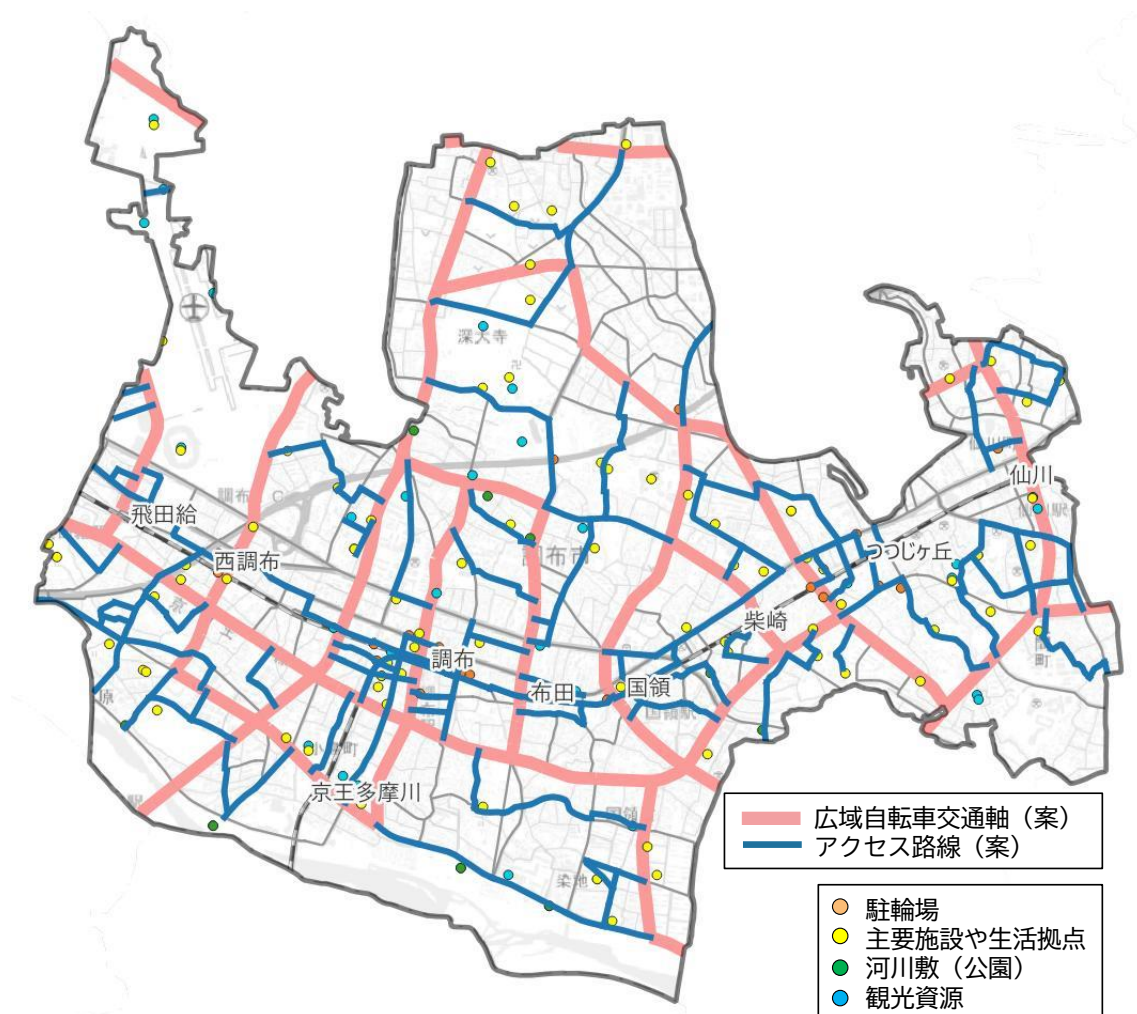


図 自転車ネットワーク (案)

1-2 自転車通行空間の整備

自転車ネットワーク計画に基づき、自転車ネットワークに位置付けられた路線において、自転車通行空間の整備を行います※。整備に当たっては、自転車ネットワーク路線毎に交通状況等を踏まえて適切な区間設定を行い、自転車道、自転車専用通行帯（自転車レーン）または車道混在（自転車ナビライン）の3つの整備形態から選定します。

※今後の自転車通行空間の整備形態について

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（令和6年6月 国土交通省、警視庁）に基づいた整備形態で整備していきます。本ガイドラインにおいて自転車は「車両」とであるという大原則に基づき、下図を参考に自転車が車道を通行するための道路空間の整備形態について選定するものとされています。

自転車道 自転車と自動車を構造物により分離	
自転車専用通行帯（自転車レーン） 車道内で自転車と自動車の通行帯を分離	
車道混在（自転車ナビライン） 車道内に矢羽根型路面標示（自転車ナビライン）を設置	

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
1-1 自転車ネットワーク計画の策定					
策定・施行	→	→	→	→	検証・見直し・再設定
1-2 自転車通行空間の整備					
継続実施	→	→	→	→	→

交通管理者である警察と連携し取締りの強化の促進することにより，自転車通行空間の確保を図る。

2-1 違法駐車抑制に向けた警察との連携強化

警察と協力して，悪質性，危険性，迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い，特に自転車専用通行帯を塞ぐ違法駐車についての取締りを促進します。



図 自転車通行空間上の違法駐車状況（スタジアム通り）

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
2-1 違法駐車抑制に向けた警察との連携強化					
継続実施	→	→	→	→	→

シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルステーション設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。

3-1 サイクルステーションの拡充

調布市では、シェアサイクル事業に取り組んでいる民間事業者と連携し、市民や来街者への利便性や回遊性の向上を図るため、電動アシスト付き自転車のシェアサイクル事業の実証実験（令和元年度から令和3年度）を実施し、令和4年度に本格実施に移行しました。

主に公共交通網である電車やバスのルートをつなぐ自転車をシェアして利用することによって、市民はもとより仕事や観光などで調布市を訪れる方の移動手段として、また公共交通不通時の代替となる交通手段としても有効な活用が期待できます。

今後も引き続き公共施設等にステーションの増設を進めていきながら、市民の方を対象として広報活動を行い、官民連携して利用促進を図ります。

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
3-1 サイクルステーションの拡充					
継続実施	→	→	→	→	→

関係者と協働を図りながら、今後新たに設置が必要となる恒久的な自転車等駐車施設の確保とともに、既存の自転車等駐車施設を恒久的に維持・確保するための対策を推進する。

4-1 既存自転車等駐車施設用地の長期的担保

現在利用されている公共の自転車等駐車施設は41箇所ありますが、そのうち約半数に当たる21箇所が民間等からの借地です。

民間等からの借地については、土地所有者と1年ごとの契約が多く、長期に渡って自転車等駐車施設の収容台数を確保できる保証がありません。

このため、基本的に1年である賃貸借契約期間の見直しや、用地の購入について土地利用者等と調整を図り、長期的な用地の確保に努めます。

また、市内の自転車等駐車場施設の中には、都市計画事業の進展により、自転車等駐車施設の維持が難しい施設があります。そのような施設については、代替となる用地を検討していきます。

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
4-1 既存自転車等駐車施設用地の長期的担保					
継続実施	→	→	→	→	→

大量の自転車等駐車需要に対しては、関係者が駐車施設を自ら設置、あるいは駐車施設の設置への取組に対し、協力を行っていくことを検討する。

これらの駐車施設でカバーしきれない駐車需要などに対しては、民間駐車施設事業者による民営の自転車等駐車施設で対応していく視点を導入していく。

5-1 民間事業者による自転車等駐車施設の設置推進への協力

調布市では、駅周辺における大規模な開発行為だけでなく、郊外における大型商業施設の開発行為に対しても、自転車等駐車施設の建設を義務付けており、民間事業者や鉄道事業者等と協力して自転車等駐車施設の設置、推進に努めます。

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
5-1 民間事業者による自転車等駐車施設の設置推進への協力					
継続実施	→	→	→	→	→

近年の社会経済ニーズを踏まえて、自転車等駐車施設の適正な利用を推進する。

6-1 施設の運営管理の適正化

利用者の利便性の向上を図るために満空情報の表示，WEB申し込み，電子マネーの導入等の自転車等駐車施設の適正な利用を推進していきます。

6-2 定期・一時利用台数見直しの検討

一部の公共駐輪場では、定期利用に比べて一時利用が多くなっています。そのため、利用実態に合わせて一時利用台数と定期利用台数の見直しを図ります。

6-3 大型自転車へ対応できる駐輪スペースの検討

大型自転車※へ対応できる駐輪スペース確保を確保するために、老朽化したラックの更新を図るだけでなく平置き式の駐輪スペースを見直していきます。



図 大型自転車に対応した
平置き駐輪スペース



図 ラックの見直し
(スライド式ラック)

出典：(株)ニチプレ

※大型自転車とは

ここでは、子どもを乗せるための椅子の付いた自転車，電動アシスト自転車や，三輪型自転車など，通常の自転車よりも横幅や重量のある自転車や，特殊な形状の自転車をさします。

これらの自転車は一般的なサイクルラックに停めにくいため，特殊なラックや平置き式の駐輪スペースが必要となっています。



実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
6-1 施設の運営管理の適正化					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
6-2 定期・一時利用台数見直しの検討					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
6-3 大型自転車へ対応できる駐輪スペースの検討					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施

調布市がこれまで取り組んできた既存の自転車等対策に関する制度・仕組み、諸活動などについて、改善・見直しの余地がないか総合的に再点検を行い、より効率的で効果的な自転車等対策を再構築する。

7-1 放置禁止区域の見直し

改正前（平成 31 年 1 月 1 日）は駅周辺の調布市が管理する市道を中心とした区域の指定でしたが、自転車等駐車施設の収容台数確保等に併せて、各駅とも半径 200m 以内に自転車等駐車施設が設置されており、また、駅利用者は概ね徒歩 3 分以内の範囲に自転車等を駐車することなどから、駅を中心に概ね半径 200m 以内の私道を除く、国道、都道及び市道の全てを放置禁止区域に指定しました。結果として、市域全体の放置自転車台数は減少しています。

今後は調布駅周辺における都市計画道路 3・4・28 号線の事業完了にともない、放置禁止区域の見直しを検討していきます。

7-2 撤去活動の強化と合わせた自転車等駐車施設利用に関する情報提供

施設の有料化及び概ね収容台数の確保がされた駅周辺から、平日だけでなく休日も取締りを行うなど、放置自転車撤去活動を強化しました。

施設の利用を促進するために、撤去活動を行う一方で、空車施設の案内、市報・ホームページや SNS 等を利用した満空情報の案内等行っています。

引き続き、放置自転車の状況に合わせて検討していきます。

7-3 撤去・保管・返還に係る費用負担の見直し

施設の有料化及び撤去活動の強化等に合わせるだけでなく社会情勢の変化に合わせて、必要に応じて今後も料金の見直しを検討していきます。また市民のニーズにあわせて時間帯を午前 10 時までに午後 7 時に見直しています。

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
7-1 放置禁止区域の見直し					
継続実施	→	→	→	→	→
7-2 撤去活動の強化と合わせた自転車等駐車施設利用に関する情報提供					
継続実施	→	→	→	→	→
7-3 撤去・保管・返還に係る費用負担の見直し					
継続実施	→	→	→	→	→

歩行者中心のまちづくりや公共交通と連携し、駅前広場等における自転車の適正利用や公共交通と合わせた自転車利用についての総合的な取組を実施する。

8-1 サイクル・アンド・バスライドの設置・推進

移動の利便性を向上するため、公共交通の結節点となる各地域の拠点では、多様な手段を利用できるよう、シェアサイクルステーションの設置を推進するほか、駐輪場の設置を検討していきます。

また新たなモビリティを含むマルチモビリティステーションの導入について他自治体の事例を参考に検討を進めます。



図 サイクル&バスライドの例

図 サイクル&バスライドの設置候補

出典：三鷹市 HP

(中央道深大寺バス停下)

8-2 歩行者を優先する道路における自転車の適正利用化

市内には駅前広場のように歩行者交通量が多い路線や、福祉施設周辺など高齢者や障がい者の通行量が多い路線があります。一方でそのような路線の沿線には駐輪場が設置されていたり、代替となる路線が無いこと等により自転車通行のニーズがあります。そのため、沿道状況に応じて通行空間を整備や自転車の押し歩きをルール化する等により自転車の適正利用化を図ります。

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
8-1 サイクル・アンド・バスライドの設置・推進					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
8-2 歩行者を優先する道路における自転車の適正利用化					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施

自転車が備えるべき安全性に関する基準について、市民に分かりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。

9-1 安全性の高い 製品購入につながる広報啓発

市民が安全に自転車を利用できるように、警察と協力して啓発ポスターの作成やHP等の呼びかけ、安全な自転車の購入につながるよう広報啓発を促進します。



警察庁・都道府県警察

図 ペダル付き電動バイク（モペット）の利用に関する注意喚起リーフレット

出典：警察庁

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
9-1 安全性の高い 製品購入につながる広報啓発					
継続実施	→	→	→	→	→

自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

10-1 より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発

安全に自転車を利用するために、啓蒙ポスターの作成や HP・SNS での呼びかけなど、定期的な自転車の点検整備を促す広報啓発を実施します。

また春の全国交通安全運動期間中（4月と9月の2回）に交通ルール・マナーの周知、浸透を図るために、警察及び交通安全協会等関係団体と連携し、交通安全教室や自転車利用者に対する安全利用の声掛け、啓発チラシの配布、自転車の無料点検を実施します。

10-2 イベントにおける自転車無料点検の実施

自転車の安全利用を広く訴えるために、警察及び関係団体と連携し、自転車安全利用キャンペーンを実施し、広報啓発活動の中で、自転車無料点検も実施します。

具体的には自転車の無料点検ブースや交通安全啓発ブースを出展し、自転車の無料点検ブースでは、点検後に反射材を配り、交通安全啓発ブースでは、立ち寄った方に交通ルールを説明します。



図 調布市役所で実施した自転車無料点検の様子

実施する取組		令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
10-1 より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発							
準備・調整	時期を捉えて実施		→	→	→		検証・見直し・実施
10-2 イベントにおける自転車無料点検の実施							
準備・調整	時期を捉えて実施		→	→	→		検証・見直し・実施

<施策11> 自転車の安全利用の促進

適正利用

市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。

11-1 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知

民間団体等と連携し、「自転車安全利用五則」のポスター等を作成、配布する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図ります。



図 自転車交通安全教育用リーフレット

出典：警察庁

11-2 交通安全意識向上を図る広報啓発

自転車の安全利用について、地域住民の交通安全意識の向上を図るため、交通安全運動等様々な機会を活用して、街頭での声掛け、ポスター 貼付等、広報啓発に努めます。

11-3 ヘルメット着用の購入補助

令和5年4月から改正道路交通法が施行され、自転車利用者のヘルメット着用が全世代に対して努力義務化されました。これを受け、市民のヘルメット着用が普及するまでは、割引購入することができる自転車用ヘルメット着用促進事業を実施します。

1 1-4 高齢者向けの安全教育の実施

地域の高齢者の交通安全教育の推進と交通事故防止を啓発するため、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）講習会を実施します。

また高齢者が運転する自動車事故の減少を目的に、調布市と調布市商工会、調布市高齢者免許自主返納推進市民会議が連携，協力し，運転免許証を自主返納した高齢者等が，協力店舗で特典サービスを受けることができるサポート事業を実施します。

1 1-5 自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発

自転車通行空間の整備に合わせ，整備形態に応じた自転車の通行ルール等について，啓蒙ポスターの作成，配布や市のホームページ，広報誌での呼びかけ等により広報啓発を実施します。

1 1-6 市職員に対するルールの遵守の徹底

市職員に対しては自転車安全利用講習会を実施し，自転車保険等への加入促進を目的に参加者に TS マーク付帯保険の一部助成するための助成券の配布や，積極的な交通ルールの啓発を実施します。

1 1-7 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進

地域交通安全活動推進委員，ボランティア，地方公共団体，関係機関・団体，地域住民等において，違反行為を防止するため，指導啓発活動を推進するとともに，警察による交通違反に対する指導取締りを進めます。

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
1 1-1 自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
1 1-2 交通安全意識向上を図る広報啓発					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
1 1-3 ヘルメット着用の購入補助					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
1 1-4 高齢者向けの安全教室の実施					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
1 1-5 自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
1 1-6 市職員に対するルールの遵守の徹底					
継続実施	→	→	→	→	→
1 1-7 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進					
継続実施	→	→	→	→	→

自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校等における交通安全教室の開催等を推進する。

1 2-1 交通安全教室の開催

市内小学校の 3 ～ 4 年生とその保護者を対象に、二部構成で安全教育を実施しています。前半は DVD や講話による自転車のルールや整備の仕方等について説明しています。後半は、学校の校庭にコースを作り、

- ① 歩道の走り方
- ② 信号のある交差点の横断の仕方
- ③ 歩道から車道に出る場合
- ④ 一時停止標識のある交差点
- ⑤ 標駐車車両の避け方
- ⑥ 見通しの悪い交差点の通り方

など、日常的な自転車の正しい乗り方を指導しています。

また、イベントとして夏休み親子交通安全フェスタを実施し、交通安全に関する正しい知識の普及を図るため、幼児及び保護者とした親子交通安全教室を開催しています。

さらに、園児や小学生を対象に、自転車の安全な乗り方について、コースを利用して指導し、スライドやビデオを見ながら交通ルールを学ぶ教室を適宜開催しています。

これらの交通安全教室を継続して実施します。

1 2-2 通学路周辺の安全点検の実施

教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施します。

安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施します。

12-3 スケアード・ストレートの実施

スケアード・ストレートとは「恐怖を直視する」という意味で、自転車の重大事故を防止することを目的としており、スタントマンが自転車事故を再現することによって、ルール違反がなぜ危険なのかを実感させる自転車安全教育です。スケアード・ストレート方式の自転車安全教室を継続して実施することで、命の大切さについて考え、交通安全意識の高揚と、自転車通行ルール・マナーの向上を図っていきます。また、今後は公道(特に自転車走行空間が整備された道路)において実施することで、自転車通行空間の認知度を向上させるとともに、具体的な場面での教育実施による安全利用の遵守徹底を図ります。

調布市では、市内に8校ある公立中学校や私立高校において、在学中に一度は体験することができるように実施します。また、一般向けには、地区協議会等を通じ、小学校の校庭を利用して開催します。



図 学校におけるスケアード・ストレートの実施の様子

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
12-1 交通安全教室の開催					
継続実施	→	→	→	→	→
12-2 通学路周辺の安全点検の実施					
継続実施	→	→	→	→	→
12-3 スケアード・ストレートの実施					
継続実施	→	→	→	→	→

危機管理体制を強化する等，災害時における自転車の活用を推進することにより，地域社会の安全・安心の向上を図る。

13-1 シェアサイクルの防災協定の締結

災害発生時，公共交通機関の運行停止や，道路渋滞が予想されるなか，各種活動の効率化を図るために，市の職員が緊急移動手段として，シェアサイクルを活用できるようにするものです。市内での，地震・風水害その他災害が発生し，または，災害が発生するおそれがある場合に緊急移動手段として自転車を活用するため，定期的に訓練等実施するなど，シェアサイクル事業者と連携を図っていきます。

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
13-1 シェアサイクルの防災協定の締結					
継続実施	→	→	→	→	→

<施策14> 自転車を活用した健康づくりの推進

利用促進

市民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

14-1 健康増進の広報啓発

移動手段としての利便性だけでなく、自転車が有する健康面でのメリット、自然環境に与える良い影響など、自転車を楽しく安全に活用するための情報提供等をHPやSNS等で行います。

14-2 健康増進を主題とした観光事業との連携

サイクルツーリズムを推進する企業・団体等と協力して自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動を検討していきます。

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
14-1 健康増進の広報啓発					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施
14-2 健康増進を主題とした観光事業との連携					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施

庁舎、公共施設等への駐輪場の整備等により、自転車通勤しやすい環境を創出する。

15-1 シェアサイクルと連携した庁舎、公共施設等への駐輪場の整備

公共施設へのアクセスをより便利にし、市民サービスの向上を図るため、シェアサイクル事業者と協力して、庁舎や公共施設等にシェアサイクルステーションを新設または拡充し、利用状況に応じて駐輪場の拡充や新たな施設への展開を検討していきます。



図 調布市役所に設置されたシェアサイクルステーション

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
15-1 シェアサイクルと連携した庁舎、公共施設等への駐輪場の整備					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施

市内の自転車通行空間、駐輪場の位置等を見える化し、サイクリング環境を整える。

16-1 調布まっぷによる自転車マップの作成

自転車利用者の利便性向上を図るため、関係各課と連携し、自転車通行空間やシェアサイクリングステーションの位置、駐輪場の位置等を示した調布まっぷの更新を行います。



図 調布まっぷ

実施する取組					
令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度以降 (2031～)
16-1 調布まっぷによる自転車マップの作成					
準備・調整	時期を捉えて実施	→	→	→	検証・見直し・実施